

上場株式等の譲渡益・配当の軽減税率の廃止及び損益通算範囲の拡大

●上場株式等の譲渡所得・配当所得に対する課税

上場株式等に係る譲渡所得・配当所得に対する課税の軽減措置（所得税7%、住民税3%）が廃止になります。

廃止となる期日

平成20年12月31日

税率

20%（所得税15%、住民税5%）（平成21年1月1日以降）

経過措置

平成21年1月1日から平成22年12月31日まで、その年の上場株式等に係る譲渡所得等の金額のうち500万円以下、配当所得の金額のうち100万円以下の部分については10%（所得税7%、住民税3%）の軽減税率となります。

●譲渡損失と配当金の損益通算

上場株式等の譲渡損失と配当金について、損益通算が可能となります。

適用期日

平成22年度個人住民税（平成21年の所得により算定）から適用

所得税は平成21年分から適用

問い合わせ先
役場住民課税務係
32-2421
(内線132・133)

障がいのある方を対象とした

NHK放送受信料の免除基準が変わります

平成20年10月1日から次のとおり変わります

【全額免除】

「身体障がい者」「知的障がい者」「精神障がい者」が世帯構成員であり、世帯全員が町民税非課税の場合に、全額免除となります。

【半額免除】

視覚・聴覚障がい者が世帯主の場合に、半額免除となります。

*視覚・聴覚障がい者の免除基準に変更はありません。
重度の障がい者（身体障がい者、知的障がい者、精神障がい者）が世帯主の場合に、半額免除となります。

*従来の「重度のし体不自由者」から対象を拡大します。

新設・拡大等された方は申請が必要です。

また、該当する方で申請していない方も申請が必要です。

保健福祉センターで申請の代行を行っていますので印鑑と障がい者手帳を持参ください。

【お問い合わせ先】 NHK視聴者コールセンター 0570-077-077

受付時間：午前9時～午後10時〔土・日・祝日は午後8時まで〕

	全面免除 【障がい者の方を世帯構成員に有する場合】	半額免除 【障がい者の方が世帯主の場合】
身体障がい者	・世帯構成員全員が町民税非課税 拡大	・視覚・聴覚障がい者 変更なし ・重度の身体障がい者（1級または2級） 内部機能障がい等を追加
知的障がい者	・世帯構成員全員が町民税非課税（重度以外も対象） 拡大	・重度の知的障がい者（A判定） 新設
精神障がい者	・世帯構成員全員が町民税非課税 新設	・重度の精神障がい者（1級） 新設